

募集要件

- (1) 事業者は、東京都内に主たる事業所があり、工務店や建築士、多摩産材認証協議会に登録している製材業者等が連携した団体等であって、モデルハウスの設計から、建築、その後の運営までが可能であり、規約等により事業実施や管理運営等に必要な体制が整備されていると認められること。また、都内での住宅建築、及び販売が可能であること。
- (2) 一次取得者向け、二次取得者向けのモデルハウスを1案ずつ、計2案を提示すること。なお、設定敷地については、一次取得者向け住宅が66m²以内、二次取得者向け住宅95m²以内とする。延床面積について制限はないが、建築基準法、その他関係法令の基準を満たすこと。なお、一次取得者向け住宅、二次取得者向け住宅ともに3階建てまで可能とする。
- (3) 木造住宅であって、下地材、建具を除き、使用木材の100%近くを多摩産材とすること。なお、多摩産材であれば、使用木材は無垢材であることを必要としない。また、工法については、伝統工法、在来工法、新工法のいずれの提案でも可とする。
- (4) 応募案は未発表のものであること。
- (5) いずれかの箇所に、左官による壁塗り工事を施すこと。
- (6) 建築基準法、その他関係法令の基準を満たす建築物であること。
- (7) 平成30年3月31日までに完成することが確実であると認められること。
- (8) モデルハウスを設置後、平成34年3月31日までの運営が可能なこと。
- (9) 一次取得者向けモデルハウス内に多摩産材のPRコーナーを、二次取得者向けモデルハウス内に多目的室を設置できること。なお、多摩産材のPRコーナーについては25 m²以上、多目的室については、30m²以上の面積を設けること。
- (10) 東京都の実施する多摩産材のPRイベントに協力すること。
- (11) 住宅展示場への多数の来場者が予想される土曜日、日曜日、祝日には、従業員等を常駐させることが可能であること。ただし、平日であっても来場したいとの相談があった場合等は、従業員等による対応を行うこと。

補助対象経費一覧

区分		内容
建築工事費	仮設工事費	水盛り方、足場、用水、電力、養生他
	基礎工事費	基礎、ガレージ、浴室基礎、土間コンクリート他
	木工事費	プレカット加工、造作手間、釘、金物（枠含まず）他
	屋根工事費	コロニアル瓦葺き、軒樋、豎樋
	板金工事費	あんこう、出窓屋根、シール工事
	タイル工事費	玄関廻り磁器タイル、浴室床壁タイル他
	左官工事費	外壁ラスモルタル塗り刷毛引、和室新京壁他
	鋼製建具工事費	各種アルミサッシ、網戸、クリーニング他
	木製建具工事費	フラッシュドア（枠共、既製）、襖、障子他
	塗装工事費	外壁アクリルリシン吹付、内装塗装（建具枠別）
	内装工事費	クッションフロアー、クロス、タタミ、バスリブ他
	雑工事費	浴槽、キッチン、ベランダ他
	現場直接経費	運搬費、現場経費
電気設備工事費	配線工事費	電灯配線、スイッチ配線、分電盤他 ※注
	照明工事費	照明器具取付他
	弱電工事費	電話配管、インターホン他
	申請費	図面作成及び電力会社申請費
	運搬経費	運搬費、諸経費
給排水衛生設備工事費	給水工事費	継手、配管工事、バルブ他 ※注
	衛生器具工事費	便器、シャワー、水栓、化粧台他
	給湯工事費	釜付給湯器、被覆銅管、リモコン他
	排水・枡工事費	雨水、ため枡、ビニール管他
	運搬経費	運搬費、諸経費
多摩産材製什器購入費	什器購入費	多摩産材製什器購入にかかる経費
	運搬経費	運搬費、諸経費

※注 一次配電工事及び一次配管工事については、住宅展示場が担当するため、これらの費用は工事費には含まないものとする。